

滋賀

福利広報

237号

令和4年3月1日

目次

- 退職・異動特集
 - ・共済組合退職時の手続き……………①
 - ・共済組合貸付金の返済……………②
 - ・財形貯蓄人事異動に伴う手続き……………②
 - ・iDeCo人事異動に伴う手続き……………②
 - ・教職員互助会年度末人事異動に伴う手続き……………③
- 器官別検診費等補助金の請求……………④
- 令和4年度人間ドックの案内……………⑤
- 年度初めの被扶養者の手続き……………⑥
- 医療費が高額になったとき……………⑥
- 教職員住宅入居者募集中……………⑦
- グループ保険
 - 「みんなのMYポータル」で登録のお願い……………⑦
- 教職員相談～ハラスメント対応～……………⑧
- 特定保健指導利用券の配布……………⑧
- 知っておきたいお金のアレコレ 年金のしくみ……………⑨
- 退職教職員互助会のご案内……………⑩
- 教職員互助会からのお知らせ……………⑩
- 住宅取得支援事業のご案内……………⑪
- 健康づくりセミナー(RIZAPコラム配信)のご案内……………⑫

令和3年度末で退職や任期の終了により組合員資格を喪失される方

退職・異動
特集

退職後の医療保険制度はお決まりですか？



「まだ考えていない…」という方は、
「退職予定者向けリーフレット」
をご確認ください！

再就職先で健康保険制度の適用がない方
や再就職しない方はご自身で加入手続き
を行う必要があります。

- 上記リーフレットは各所属所にも一定部数送付していますが、当支部ホームページのこんなときガイド
「退職するとき」にも掲載しています。

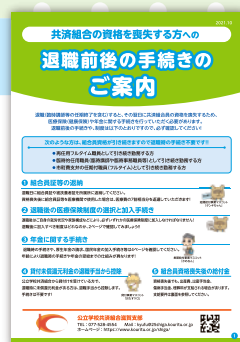
公立学校共済組合滋賀支部

Q 検索

または



からダウンロードしてください。



共済組合の「任意継続組合員制度」に加入される方、加入を検討されている方

各所属所に既に通知している「令和3年度末退職者の任意継続組合員制度加入手続きのご案内」にしたがって、「任意継続組合員申出書」を共済組合に提出してください。

加入を検討されている方や、手続きができなかった方等の最終手続き期限は令和4年4月19日(火)までです。

お問い合わせ先 公立学校共済組合滋賀支部 資格給付係 TEL 077-528-4554

この広報誌は、県健康福祉室フォルダ、共済組合、教職員互助会の各ホームページからもご覧いただけます。各QRコードをスマートフォンで読み取ると関連ページにアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



公立学校共済組合



教職員互助会

ご家庭にお持ち帰りください



公立学校共済組合

退職・異動
特集

公立学校共済組合貸付金の未償還元利金の返済

●退職する場合

退職手当から控除できる場合	退職時点に未償還元利金がある方は、退職手当から一括控除します。【即時償還】 ⇒本人による手続きは必要ありません。
退職手当から控除できない場合	退職手当から控除しきれない（未償還元利金为上回る）場合は、該当の方へ通知し必要金額をお知らせしますので、残額を指定期日までに振込み下さい。

●異動する場合

滋賀支部から他の支部に転出する場合		転出先の公立学校共済組合の支部で、引き続き償還を継続することができます（移管制度）。 ⇒本人による手続きは必要ありません。	
他の共済組合に転出する場合	地方職員共済組合または市町村職員共済組合	即時償還（原則）	未償還元利金は、転出先の共済組合から貸付を受けて、指定期日までに振込みいただくことになります。 （当共済組合の残高証明書および振込書を交付します。）
		徴収嘱託	徴収嘱託申出書を提出していただくことで、転出先の共済組合を通して償還を従来どおり継続することができます。（条件によってはできない場合もあります。）
	国家公務員共済組合	即時償還（原則）	未償還元利金は、転出先の共済組合から貸付を受けて、指定期日までに振込んでいただくことになります。 （当共済組合の残高証明書および振込書を交付します。）
		分割返済（本人振込）	借受人が転出先の共済組合から未償還元利金相当額の貸付を受けられないとき、または当共済組合の団体信用生命保険（団信）の加入者であるときに限り、債権を公立学校共済組合に残して償還の継続を申し出た場合は、引き続き分割により返済することができます。
		※即時償還か分割返済（本人振込）により当共済組合への償還を継続するかのいずれかを選択していただく必要がありますので、該当の方にはご連絡いたします。	

お問い合わせ先 保健貸付係 TEL 077-528-4555



教職員課健康福利室

退職・異動
特集

財形貯蓄 人事異動等に伴う手続き

異動事由	契約者本人の手続き
退職する場合	給与控除は自動的に終了となります。 退職後の手続き（解約等）は、契約金融機関へ直接お問い合わせください。
再任用となる場合	給与控除は自動的に終了となりますが、財形貯蓄の継続を希望する場合は、当室への手続きにより引き続き給与控除が可能です。（※詳しくは3月上旬に各所属所長あて通知します。）
給与支払者が変更になる異動の場合[転入・転出]	勤務先異動申告書（各金融機関備え付け）を4月の給料日までに契約金融機関へ提出してください。（※詳しくは3月上旬に各所属所長あて通知します。）

個人型確定拠出年金（iDeCo） 人事異動等に伴う手続き

異動事由	契約者本人の手続き
退職する場合	早期退職される方は、契約金融機関へ申し出て、所定の手続きをしてください。
事業主が変更になる異動の場合[転入・転出]	契約金融機関へ「加入者登録事業所変更届」と「第2号加入者に係る事業主の証明書」を提出する必要がありますので、契約金融機関より所定の用紙を取得後、各事業主へ証明依頼をしてください。 【転入】市町教委事務局、知事部局等 → 県教委（事業主証明依頼先：県教委事務局教職員課健康福利室） 【転出】県教委 → 市町教委事務局、知事部局等（事業主証明依頼先：各転出先の事業主証明所管課）

お問い合わせ先 福利厚生係 TEL 077-528-4551



教職員互助会

退職・異動
特集

年度末人事異動に伴う手続き

本年度末の人事異動により次に該当することになった場合、互助会（または保険会社）への手続きをお願いします。

○……必ず提出 △……在会年数1年未満の方および再任用終了の方は提出不要 ×……提出不要

区 分		異 動 内 容					手続方法	
		退 職	再任用(フルタイム)で勤務		県を一時退職			
異動後、引続き教職員互助会へ加入しますか?		加入不可	加入する	加入しない	加入する	加入しない		
提出書類・手続	退職生業資金・長期福祉保険給付金預り金請求書		○	○	○	×	○	表Ⅰ(A)
	退会記念品対象者報告書		△	△	△	×	×	表Ⅰ(B)
	退職教職員互助会加入申込書		○注1	○注1	○注1	×	×	表Ⅰ(C)
	制度利用者のみ	貸付金即時償還申請書	○	○	○	×	○	表Ⅰ(D)
		滋教互「グループ保険」	表Ⅱ①	表Ⅱ②	表Ⅱ①	表Ⅱ②	表Ⅱ③	表Ⅱ
		団体生命保険						
会 員 証		注2	使用可	注2	使用可	県に復帰するまで使用不可		

(注1) 退職教職員互助会への加入を希望されない場合も、意思確認のため、加入しない旨を記入し提出してください。

(注2) 会員証は各自で廃棄してください。なお、退職教職員互助会に加入される方は、新しい会員証が届くまでの間、使用できます。

表Ⅰ

提 出 書 類		該 当 者	備 考	
			退 職 者	滋賀県を一時退職する方
(A)	退職生業資金・長期福祉保険給付金預り金請求書	正会員で1年以上在会していた方	当会から請求書を送付します。	当会から請求書を送付します。
(B)	退会記念品対象者報告書	正会員で1年以上在会していた方(再任用勤務を終了される方を除く。)	所属より報告書を提出。 (年度末退職者分の報告に関しては、当会より案内する退職予定者説明会の対象者報告に兼ねる。)	対象となりません。
(C)	退職教職員互助会加入申込書	退 職 者	退職教職員互助会から「入会のしおり」を送付します。	対象となりません。
(D)	貸付金即時償還申請書	貸付償還中の方	◆様式は当会ホームページからダウンロードしていただくか、当会まで連絡してください。 ◆未償還残額は当会が指定する期日までに振込または口座振替により償還してください。 ◆退職手当から控除できません。 ◆申請書の提出がない場合、規程に基づき支払催告措置をとります。	

表Ⅱ

	団 体 生 命 保 険	グ ル ー プ 保 険
①	退会日の属する月の月末で自動的に団体扱いを終了します(保険の契約は継続します。) 団体扱いが終了するので、契約されている保険会社へ、保険料納入方法の変更手続きをしてください。	退職後も現職制度をそのまま継続加入できます。ただし、「就業不能支援制度「短期型」・「長期型」」は継続できません(退職後、再任用フルタイムでの勤務かつ互助会に加入している場合は、64歳まで継続加入できます)。制度によっては継続可能年齢が異なります。制度内容詳細についてはパンフレットをご一読ください。 継続加入の意思確認のために、ご退職時に配付される「退職時意思確認書」にて継続意思の有無をご記入いただき互助会へご提出ください。一方、継続加入されない方は、現在のご加入状況に合わせて、退職後の別の制度に加入できます。(個人保険の扱いとなり、保険料(払方)は一時払、全期前納または新年払。この制度についてはご希望により資料を送付します。 また、退職後継続のいかに問わず「一時払退職者傷害保険」にご加入いただけます。別途配付のご案内をご確認ください。(個人保険扱いとなり、保険料(払方)は一括払い、保障期間は10年満了。) ※退職後の個人保険扱い商品について、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。
②	継続して取扱います。 ※一時退職者で一部の勤務先の方は、団体生命保険の取扱いができません。事前に確認してください。	再任用で勤務または一時退職後も継続して取扱います。
③	退会日の属する月の月末で自動的に団体扱いを終了します(保険の契約は継続します。) 団体扱いが終了するので、契約されている保険会社へ、保険料納入方法の変更手続きをしてください。	一時退職後も継続して取扱います。

準会員の手続きについて

◆退会に伴い提出いただく書類はありません。

今年度の器官別検診費等補助金の請求はお済みですか？

次の検診費等の補助金請求は、**その受診日の年度を超えて請求することはできません。**
年度内に請求書を共済組合に提出していただく必要がありますので、ご注意ください！



人間ドック（個人受診）・乳がん検診・子宮がん検診・
大腸がん検診・前立腺検査・骨密度検査・アレルギー検査・
歯科健診・インフルエンザ予防接種・妊婦検診※

請求期限 令和4年3月31日(木)

器官別検診等補助金の請求期限は、**最終受診日※の属する年度末まで**です。

(例) 令和4年3月に最終受診された方の請求期限は3月31日必着※

※妊婦検診（1妊娠につき1回補助）については最終受診日が令和4年3月の場合に限り、4月30日までを請求期限とします。

請求をお忘れではないか、今一度ご確認ください！

注意事項

- ①所属所から共済組合への請求期限です。
提出が期限間近になる際は事前に保健貸付係までご連絡ください！
- ②請求期限間近の提出は、不備修正があると補助できない可能性があります。
提出前には不備がないか必ず確認してください。

請求時に添付いただく領収書についての注意点

予防接種および器官別検診補助金請求の際は、下記①～⑥が領収証に具備されているか、今一度ご確認ください。

- ①対象者氏名※フルネームである必要があります。
- ②領収金額 ※保険診療分は補助対象外です。
- ③検診・予防接種の種別 ※「がん検診」「予防接種」だけでは種別がわからないため、補助できません。
- ④受診医療機関名 ⑤領収印 ⑥受診日

領 収 証		⑥ 令和3年12月10日
患者氏名：① 公立 滋賀様		
領収金額 ② ￥3,800-		
④ 共済病院 000-000-0000	※③インフルエンザワクチン接種代として ⑤ 共済病院	⑤ 領収印 共済病院

ワクチン名等検診種別が手書きの場合、手書きの所にも医療機関で証明印を押してもらう下さい。(領収印とは別に押印を依頼してください。)

その他のお知らせ

- **QUPiO Plus WEB版ポイントの交換について**
ポイント交換の利用制限期間がありますので、今年度末退職予定の方はご注意ください。
利用期限：令和4年3月10日(木)
利用制限：令和4年3月11日(金)～3月31日(木)
- **ベネフィット・ステーションのポイント(ベネポ)の利用について**
令和4年度から任用区分の変更等により組合員証番号が変更となる方は現在お持ちの「ベネポ」を引き継ぐことができません。令和4年3月中にベネポをご利用ください。
※今年度末退職予定の方も令和4年3月中にご利用ください。
※ベネポは普段お使いの店のポイント等に交換することができます。
- **令和3年度「リフレッシュ活動利用券」の有効期限について**
有効期限：令和4年12月31日(土)
※期限を過ぎると利用できませんのでご注意ください。
※利用については先に対象者に配布しています「リフレッシュ活動利用券取扱業者一覧」を参考のうえ、ご利用ください。





令和4年度 人間ドックのご案内

共済組合の令和4年度「人間ドック健診事業」については以下のとおりのスケジュールで実施します。
受診を希望される方は、所定の申込書にて申し込みくださるようお願いいたします。
詳細については、4月上旬に送付予定の所属所長あての通知文書をご覧ください。

● 1日人間ドック 申込スケジュール(予定) ●

	受診期間	申込期間	対象者および 補助金額
1	令和4年7月～令和5年2月	令和4年4月11日(月)～令和4年5月15日(日)	●組合員 35,000円 ●組合員の 被扶養配偶者 12,000円
2	令和4年8月～令和5年2月	令和4年5月16日(月)～令和4年6月15日(水)	
3	令和4年9月～令和5年2月	令和4年6月16日(木)～令和4年6月30日(木)	
4	令和4年10月～令和5年2月	令和4年7月1日(金)～令和4年7月31日(日)	
5	令和4年11月～令和5年2月	令和4年8月1日(月)～令和4年8月31日(水)	
6	令和4年12月～令和5年2月	令和4年9月1日(木)～令和4年10月14日(金)	

● 申込および受診方法 ●

- 各個人で受診希望日の属する申込期間内に共済組合へ申込書を提出する。(所定様式)
(例)受診希望日:令和4年8月22日(月)→申込期間:令和4年4月11日(月)～令和4年5月15日(日)
もしくは令和4年5月16日(月)～令和4年6月15日(水)
※5月16日まで待たずとも、4月の申込期間に先に申し込むことも可能です。
- 共済組合は申込受付した組合員に「人間ドック受診券」を発行する。
- 組合員は指定健診機関に各自で予約する。【予約時は受診券No.が必要です(下記注意点参照)。】
- 組合員は人間ドック受診当日に組合員証を提示のうえ「人間ドック受診券」を健診機関に提出する。
- 組合員は健診料金(オプション料金も含む)から補助金額を差し引いた金額を健診機関に支払う。

注意点



- 所定の様式で共済組合にお申し込みください。(FAX可)
- 受診希望日の属する月の2か月前までに、希望する指定健診機関にご連絡のうえ予約してください。
- 予約時に人間ドック受診券記載の番号(受診券No.)を健診機関にお伝えください。
(※番号なしでは予約できません。)
- 受診時に組合員資格を喪失している場合は、人間ドック受診券の利用はできません。
- 予約後に都合により受診できなくなった場合、受診券の有効期間内であれば予約日を変更いただ
いて構いません。
- 受診券を利用する場合の補助金額は35,000円、受診後に共済組合に直接請求する場合の補助金額は
25,000円です。補助金額が異なりますので、受診券を利用しての人間ドック受診をお勧めします。
- 令和4年度より、乳がん検診、子宮がん検診および骨密度検査のオプション検査についても、他
のオプション検査と同様にオプション料金から補助金額を差し引いた金額を、組合員が健診機関
に支払う方式に変更します。

※近畿中央病院および東海中央病院の人間ドックは、従来通り個別の募集を行います。